

番号	各論番号	ページ数	位置・項目	第3回策定委員会	第4回策定委員会	備考
1	総論	16	4行目	「障害のある人が住みやすい生活環境の整備」	「障害のある人が住みやすい生活環境や、ともに過ごすための環境の整備」	山田委員、池田委員のご要望の趣旨を踏まえ追加
2	推進体制	2	4 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点) 1行目	SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標です。	SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性(インクルーシブ)のある社会の実現を目指す世界共通の目標です。	谷委員のご要望を踏まえ追加
3	2-1	1	13行目	障害者虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待を防止するとともに、障害のある人の自立及び社会参加を支援するとともに、必要な保護を行います。	令和8年4月に開設したこども家庭センターや、同年7月に開設した児童相談所とも協力し、障害者虐待防止法や児童虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待を防止するとともに、障害のある人の自立及び社会参加を支援し、必要な保護を行います。	令和8年度に開設するこども家庭センター及び児童相談所の情報を追加し、文言を調整
4	2-2	1	1 施策の方向性 2行目	障害のある人の意思決定を支援するため、相談支援体制の充実を図ります。	障害のある人の、自らの意思決定を支援するため、相談支援体制の充実を図ります。	山田委員のご要望の趣旨を踏まえ文言を追加
5	2-2	1	1 施策の方向性 21行目	令和7年6月に施行された手話に関する施策の推進に関する法律に基づき、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるよう、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員による意思疎通支援や失語症者向け意思疎通支援を推進、手話等の普及を促進します。	令和7年6月に施行された手話に関する施策の推進に関する法律に基づき、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるよう、手話通訳者の設置・派遣事業および養成事業を実施するとともに、要約筆記者の設置・派遣事業および養成事業や、盲ろう者通訳・介助員による派遣事業および養成事業等を実施し、意思疎通支援を推進します。	次ページ以降の「2.主要課題と取組内容」の項目と一致するよう、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員に関する各事業を具体的に記載し、文章を整理した。
6	2-1 2-2	2~	レイアウト			全体のレイアウトの微調整 ※文字サイズ、項目の配置を変更
7	2-2	6	障害福祉を支える人材の確保 現状-1	障害福祉サービス等に従事する職員を確保するため、就職説明会の開催や外国人介護人材の受け入れに係る費用の助成を事業所に対して行っています。 介護職員初任者研修や実務者研修の修了者に対して受講料等の費用助成を行っています。 障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援事業費補助金を交付し、業務効率化を支援しています。	障害福祉サービス等に従事する職員を確保するため、就職説明会の開催や外国人介護人材の受け入れに係る費用の助成を事業所に対して行っています。 介護職員初任者研修や実務者研修の修了者に対して受講料等の費用助成を行っています。 障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援事業費補助金を交付し、業務効率化を支援しています。 児童発達支援センターに対して、人材確保に資するための職員待遇補助を行っています。	文言の追加 ※「重度化・高齢化への対応」 現状-2から文言を移動
8	2-2	8	重度化・高齢化への対応 現状-2	障害の重度化や重複化に対応するため、専門職を配置するための補助を児童発達支援センターに対して行っています。 また、簡易マザーズホームには肢体不自由児に対応するため、保育士に加えて理学療法士、看護師、作業療法士を配置しています。 民設民営の児童発達支援センターに対して、さざんか学園(公設公営。平成27年7月閉園)と同等の水準で療育が提供できるように、人材確保に資するための職員待遇補助を行っています。	簡易マザーズホームには肢体不自由児に対応するため、保育士に加えて理学療法士、看護師、作業療法士を配置しています。 民設民営の児童発達支援センターに対して、さざんか学園(公設公営。平成27年7月閉園)と同等の水準で療育が提供できるように、人材確保に資するための職員待遇補助を行っています。	文言の削除 ※「障害福祉を支える人材の確保」 現状-1に文言を移動

番号	各論番号	ページ数	位置・項目	第3回策定委員会	第4回策定委員会	備考
9	2-2	8	重度化・高齢化への対応 現状-4	<p>障害のある人の高齢化に対応するため、介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行われるよう関係機関との連携を図っています。</p> <p>具体的な取り組みとしては、月ごとに65歳を迎える各サービス利用者を把握し、介護保険への切り替え案内を送付しています。</p> <p>また、65歳到達の90日前から要介護認定申請を受け付け、円滑な移行を支援しています。</p> <p>さらに、個別の案件に応じて各サービス利用に関する相談を受け付け、適切な支援を行うとともに、計画相談支援事業所や各地域包括支援センター等と連携し、各種申請手続きの案内を行っています。</p>	<p>障害のある人の高齢化に対応するため、介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行われるよう関係機関との連携を図っています。</p> <p>具体的な取り組みとしては、月ごとに65歳を迎える各サービス利用者を把握し、介護保険への切り替え案内を送付しています。</p>	<p>文言の削除 ※現状の内容が他と比べて詳細すぎるため</p>
10	2-2	9	重度化・高齢化への対応 取組内容-2	<p>障害の重度化や重複化に対応するため、専門職員の配置を継続し、サービスの継続性と質の向上を図ることを目指しています。</p> <p>また、児童発達支援センターの機能強化を通じて、地域における中核的支援施設としての役割を担えるよう体制整備を進めます。</p>	<p>障害の重度化や重複化に対応するため、公設の療育施設における専門職員の配置を継続し、サービスの継続性と質の向上を図ることを目指しています。</p> <p>また、児童発達支援センターの機能強化を通じて、同センターが地域における中核的支援施設としての役割を担えるよう体制整備を進めます。</p>	<p>文言を追加</p>
11	2-2	9	困難事例への対応について 取組内容	<p>強度行動障害者の支援を行う施設への支援について、適宜見直しを図り、適切な支援を継続する方針です。</p> <p>矯正施設退所者への支援については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心に関係機関との連携のもと、地域移行・地域定着支援を推進します。</p>	<p>強度行動障害者の支援を行う施設への支援について、適宜見直しを図り、適切な支援を継続する方針です。</p> <p>また、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所等)を退所した障害のある人に対する支援については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心に関係機関との連携のもと、地域移行・地域定着支援を推進します。</p>	<p>清水委員のご意見の趣旨を踏まえ 文言を追加</p>
12	2-2	10	成年後見制度の利用の推進 現状	<p>船橋市障害者成年後見支援センターでは、障害のある人の困難事例の法人後見等の受託や障害のある人及びその家族に対して成年後見制度利用に関する電話相談等を行うことにより成年後見制度の利用を推進しています。</p> <p>令和4年度から認知症や知的障害その他精神上の障害により判断能力が十分でない人の権利擁護のため設置された、船橋市権利擁護サポートセンターでは、成年後見制度の普及のためパンフレット作成や講演会を実施、二次相談機関の窓口として相談等を行っています。</p> <p>また、担い手の育成のため「権利擁護サポーター養成講座」の実施、後見人等の支援としては専門職による相談体制とともに、意思決定支援の研修を実施し、適切な利用を推進しています。</p> <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律にもとづき、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進するため、司法、医療、福祉等の職種や支援機関で構成する船橋市権利擁護支援等推進協議会を設置しています。</p> <p>他、適正な権利擁護支援を行うための事例検討や成年後見制度の申立てに係る受任者調整を行うことを目的とする定例会議も設置しています。</p>	<p>船橋市では、成年後見制度の利用推進のため以下の取組を行っています。</p> <p>船橋市障害者成年後見支援センターでは、障害者の困難事例の法人後見受託や電話相談等を実施しています。</p> <p>船橋市権利擁護サポートセンター(令和4年度設置)では、判断能力が十分でない人の権利擁護のため、パンフレット作成や講演会による普及活動、二次相談対応を行っています。</p> <p>また、「権利擁護サポーター養成講座」による担い手育成や、専門職相談体制と意思決定支援研修を実施しています。</p> <p>さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、船橋市権利擁護支援等推進協議会を設置し、司法・医療・福祉等の関係機関による地域連携ネットワークを推進しています。</p> <p>このほか、事例検討や申立ての受任者調整を行う定例会議も設置しています。</p>	<p>文言の整理・調整</p>

番号	各論番号	ページ数	位置・項目	第3回策定委員会	第4回策定委員会	備考
13	2-2	11	成年後見制度の利用の推進 取組内容	船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する電話相談等を行うとともに、市からの依頼に応じて法人後見等の受託を継続し、権利擁護支援に向けた適切な成年後見制度の利用を促進します。 さらに、成年後見制度の普及啓発活動を強化し、制度の理解促進と利用を図ります。 後見人等の担い手育成や支援体制の強化を行います。 権利擁護サポートセンターにおいても同様に権利擁護支援、成年後見制度に関する二次相談、普及啓発を行うとともに、後見人への支援、権利擁護サポーター(市民後見人)の育成、権利擁護支援推進等協議会等を継続して実施し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。	船橋市障害者成年後見支援センターでは、電話相談や市からの依頼による法人後見受託を継続し、成年後見制度の普及啓発活動を強化します。 また、後見人等の担い手育成や支援体制を強化します。 権利擁護サポートセンターでは、権利擁護支援や成年後見制度の二次相談、普及啓発を行うとともに、後見人支援、権利擁護サポーター(市民後見人)の育成、権利擁護支援推進等協議会を継続して実施し、地域連携ネットワークを構築します。	文言の整理・調整
14	2-2	16	療育支援体制の整備 現状	児童発達支援センターを中核に、福祉、教育部門などの関係機関との連携を強化し、重層的な支援体制の整備を図っています。 こども発達相談センター、保健センター、こども家庭センター、地域保健課、子育て支援センター、保育運営課で定期的な連絡会議を開催し、多様化する障害児のニーズに対応するため、相互の情報共有及び連携強化に努め、きめ細かな支援体制の構築を目指しています。 さらに、専門的な療育支援と地域の支援機関との連携により、切れ目のない支援の提供に取り組んでいます。	市内には、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の障害児通所支援事業所が設置されており、個々の発達特性に応じた支援が提供されるとともに、児童発達支援センターを中核に、福祉、教育部門などの関係機関との連携を強化し、重層的な支援体制の整備を図っています。 こども発達相談センター、保健センター、こども家庭センター、地域保健課、子育て支援センター、保育運営課で定期的な連絡会議として発達支援のための情報交換会を開催し、多様化する障害児のニーズに対応するため、相互の情報共有及び連携強化に努め、きめ細かな支援体制の構築を目指しています。	文言の調整 ※「児童発達支援の実施」 「放課後等デイサービスの実施」 「保育所等訪問支援の実施」 「居宅訪問型児童発達支援の実施」 を削除し、その内容を集約し文言を調整
15	2-2	16	切れ目のない指導・支援の充実 現状	ライフサポートファイルの活用促進を図り、子供の成育歴や支援内容の記録・共有に努めています。 また、保育所等訪問支援や「引継ぎのための連絡票」を活用し、障害のある子供の集団生活への適応等を支援しています。	ライフサポートファイルの活用促進を図り、子供の成育歴や支援内容の記録・共有に努めています。 また、保育所等訪問支援の活用促進や「引継ぎのための連絡票」を活用し、障害のある子供の集団生活への適応等を支援しています。	文言の追加
16	2-2	17	療育支援体制の整備 取組内容	連携を強化するための会議等を開催し、療育支援体制の整備を図ります。 また、児童発達支援センター等の専門的機能を強化し、地域における中核的支援施設としての役割を拡充します。 さらに、医療的ケアを含む多様なニーズに対応できるよう、関係機関との連携体制を強化し、必要な体制整備を検討します。 加えて、こども発達相談センターでは相談支援体制の強化と業務の効率化、改修等による施設の機能強化及び環境改善を図るとともに、継続相談の間隔の短縮に努めます。	地域の療育体制の充実に向けて、障害のある子どもを取り巻く社会的障壁の除去に取り組むとともに、身近な地域で専門的な支援を受けられるようサービス提供体制の充実を図ります。 そのために、保育所等訪問支援の活用促進や、放課後等デイサービス事業所等の研修機会の提供、地域の関係機関との情報共有の場の設定などにより、インクルーシブな地域環境の整備を進めます。 また、児童発達支援センター等の専門的機能を強化し、地域における中核的支援施設としての役割を拡充するとともに、医療的ケアを含む多様なニーズに地域で対応できるよう、施設整備等への補助や関係機関との連携体制を強化し、必要な体制整備を検討します。 加えて、こども発達相談センターでは相談支援体制の強化と業務の効率化、改修等による施設の機能強化及び環境改善を図るとともに、継続相談の間隔の短縮に努めます。	文言の調整 ※「児童発達支援の実施」 「放課後等デイサービスの実施」 「保育所等訪問支援の実施」 「居宅訪問型児童発達支援の実施」 を削除し、その内容を集約し文言を調整
17	2-2	17	切れ目のない指導・支援の充実 取組内容	支援機関間で必要な情報を共有するため、ライフサポートファイルの利用の促進を図ります。 また、保育所等訪問支援の活用や「引継ぎのための連絡票」を活用し、障害のある子供が幼稚園や保育所、小学校等の集団生活に適應するための支援の充実を図ります。	支援機関間で必要な情報を共有するため、ライフサポートファイルの利用の促進を図ります。 また、保育所等訪問支援の活用促進や「引継ぎのための連絡票」を活用し、障害のある子供が幼稚園や保育所、小学校等の集団生活に適應するための支援の充実を図ります。	文言の追加

第3回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会後の変更一覧

資料1-1

番号	各論番号	ページ数	位置・項目	第3回策定委員会	第4回策定委員会	備考
18	2-2	右記の各項目	児童発達支援の実施 放課後等デイサービスの実施 保育所等訪問支援の実施 居宅訪問型児童発達支援の実施	-	-	削除 ※「療育支援体制の整備」に内容を 集約